

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及び
これに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について（職業安定行政関係）

令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号。以下「令」という。別添 1 参照。）が、令和 8 年 8 月 7 日付で公布され、同日から施行され、令和 8 年熊本地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。別添 2 参照。）の規定の一部が適用されることとなった。具体的には、法第 2 条第 1 項の「特定非常災害」として令和 8 年熊本地震による災害が指定（特定非常災害発生日：令和 8 年 7 月 28 日）され、その被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長（法第 3 条）、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第 4 条）等を行うこととされた。

これを受けて、令和 8 年 8 月 17 日付で、厚生労働行政に係る法第 3 条第 1 項の措置の対象等を指定するため、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和 9 年 1 月二十七日とする措置を指定する件（令和 8 年厚生労働省告示第 324 号。以下「指定告示」という。別添 3 参照。）を告示した。

これらに伴う職業安定行政に関する留意点等は下記のとおりであるので、この内容について御了知の上、関係者への周知など事務取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、別添 4 のとおり内閣府政策統括官（防災担当）、総務省行政管理局並びに法務省大臣官房司法法制部及び法務省民事局から依頼があったことを申し添える。

記

第 1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（法第 3 条）

1 指定告示による満了日の延長（法第 3 条第 1 項・第 2 項）

（1）指定告示の対象範囲

令第2条により、令和8年熊本地震による災害に対し、法第3条の行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置を適用することとされ、法第3条第2項に基づき、指定告示により、厚生労働行政に係る当該措置の対象となる法第3条第1項の特定権利利益及び対象者が指定された。

職業安定行政に関するものは、次のとおりである。

① 対象となる特定権利利益及び対象者は、次のとおりである。

対象となる特定権利利益	対象者
職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内（※）に主たる事務所を有する者（令和8年10月27日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
職業安定法第33条第1項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内（※）に主たる事務所を有する者（令和8年10月27日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域内（※）に主たる事務所を有する者（令和8年10月27日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第50条第1項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域（※）内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第2項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域（※）内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第4条第3項の規定に基づく報奨金の支給	特定被災区域（※）内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第4条第4項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域（※）内に主たる事業所を有する者

(※) 特定被災区域とは、令和 8 年熊本地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域である。更新されうるため、内閣府防災情報のページ（http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）を参照すること。

② 当該措置による延長後の満了日は、令和 9 年 1 月 27 日である。

③ 指定告示による有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可の満了日の延長の措置については、対象となる事業主は現在の許可証のもとで令和 9 年 1 月 27 日までこれらの事業を継続することができる。同年 1 月 28 日以後、事業を継続する場合、同日付の許可更新が必要となり、3 か月前の同年 10 月 28 日までに、許可更新の申請を行うものとする。

④ 障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金の対応については、別添 5 のとおり、令和 8 年 8 月 17 日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているので、別添 5 の内容を御了知いただくとともに、事業主から照会があった際には、別添 5 の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

2 職業紹介事業及び労働者派遣事業における個別の満了日の延長（法第 3 条第 3 項）

① 法第 3 条第 3 項により、指定告示により指定された特定権利利益及び対象者以外であっても、特定非常災害の被害者から、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出があったものについては、令和 9 年 1 月 27 日までの期日を指定して個別にその満了日を延長することができる。

② このため、有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業を行う事業主であって、特定被災区域に主たる事務所を有さないものから、上記の措置の申出があった場合には、本省において、個別の事情を勘案して、有料又は無料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可の有効期間を延長することとする。

したがって、各労働局において、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出があった場合、当該書面を本省に送付されたい。

第 2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第 4 条）

令第 2 条により、令和 8 年熊本地震による災害に対し、法第 4 条の期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置を適用することとされ、当該免責に係る期限は、令和 8 年 11 月 27 日とされた。

このため、令和８年７月２８日から令和８年１１月２６日までの間に法令に規定されている履行期限が到来する義務については、令和８年熊本地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった場合において、当該義務が令和８年１１月２７日までに履行されたときは、当該義務が令和８年熊本地震による災害により履行されなかったことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任は問われない。

当該措置は、全国の区域について、令和８年熊本地震による災害による場合に適用される。職業安定行政に関するものは、別添６のとおりである。

令和８年熊本地震による災害に起因して義務を履行することができないか否かの判断においては、主たる事務所が特定被災区域内にある場合のほか不履行に係る理由が合理的なものである場合（資料の保管が特定被災区域内でなされている場合など）は災害によるものと判断する。

なお、本取扱いとは本来の義務の免除、履行期限の延長を行うものではないことに留意されたい。その他、判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

＜担当連絡先＞

【第１のうち職業紹介事業及び労働者派遣事業に関する事項

並びに第２のうち別添６の２・３に関する事項】

需給調整事業課

白崎、安部（内線 5745、5312）

【第１のうち障害者雇用調整金等に関する事項

及び第２のうち別添６の５～１２に関する事項】

障害者雇用対策課

岡本、三木（内線 5855、5831）

【第２のうち別添６の１に関する事項】

外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室

杉森、岩崎、楠（内線 5699、5729、8176）

【第２のうち別添６の１３～２０に関する事項】

雇用保険課

中江、本野（内線 5761、5346）